(注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。)

	行為の種類	号	性 ●印は、いすれかに適合すれは良いもの。この印かない場合は、すべく両にすことか必要。) 基準の内容	
			了一	· !区分
		本文	第1項 第5号	当該太陽光発電施設の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第1項 第6号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に 行うこととされているものであること。
			第10項 第 7 号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
			第11項 第 2 号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
				イ 特別保護地区,第1種特別地域又は海域公園地区
				ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であつて、その全部 若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護 地区又は第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
				(2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
			holes a set	(4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項 第3号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項 第4号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
		第2号	第 4 項 第 7 号	当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
			第 4 項 第 9 号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路 の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
			第4項 第10号	当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
			第10項 第 9 号	支障木の伐採が僅少であること。
			ただし書	●同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2000㎡以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
				●イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
				●ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
		th o =		●ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。
		第3号		<u>自然草地等内において行われるものでないこと。</u> ただし書 前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
		第4号		当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。